

平成26年度

広域物資拠点施設整備費補助金

交付要綱

平成27年2月

国土交通省

広域物資拠点施設整備費補助金交付要綱

平成23年12月 2日 国官参物第144号
(改正) 平成25年 2月27日 国官参物第239号

(通則)

第1条 広域物資拠点施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、災害時の支援物資の円滑な輸送を確保するための広域物資拠点施設の整備を促進し、官民における災害時の協力体制の構築を推進することで、「災害に強い物流システムの構築」を支援することを目的とするものである。

(用語の定義)

第3条 民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会（以下「協議会」という。）とは、地域における災害に強い物流システムを構築するために、地方運輸局が主体となり、国、地方自治体及び関係事業者等の構成員によって設置されるものをいう。

2 広域物資拠点施設とは、協議会において定められた物流施設で、災害時において支援物資輸送の拠点として活用する施設をいう。

3 物流計画とは、協議会において策定する、大規模広域災害時における緊急支援の物資輸送等に係る官民の広域連携計画のことをいう。

4 災害時応援協定とは、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方自治体と民間事業者や関係機関との間で、または自治体間で締結される協定のことであり、本要綱内においては、その中で特に緊急支援物資の受入・保管・仕分け等の作業にかかる協定をいう。

(補助対象事業等)

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補

助金を交付する。

- 2 この補助事業の補助対象事業者、補助対象経費及び補助率等については、別表に定めるものとする。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長等（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「地方運輸局長等」という。）に提出しなければならない。

- 2 地方運輸局長等は、前項に定める補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。
- 3 補助金交付申請書には必要に応じて大臣が指示する書類を別途添付しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条第1項の規定による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定の内容等を地方運輸局長等に通知するものとする。

- 2 地方運輸局長等は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付決定の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第7条 補助対象事業者は、補助対象設備の内容、補助対象経費の配分等申請書に記載した内容について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第2号様式による交付決定（変更）申請書を地方運輸局長等に提出するものとする。
- 3 第1項の軽微な変更とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種の基準」（昭和30年中央連絡協議会）による。
- 4 地方運輸局長等は、第2項に定める交付決定（変更）申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条の規定による交付決定（変更）申請書について、交付決定を変更すべきと認めるときは、交付決定の変更を行い、地方運輸局長等にその旨通知するものとする。

2 地方運輸局長等は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、交付決定（変更）通知書により、交付決定（変更）を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

3 大臣は、第1項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、第3号様式による補助金交付申請取下届出書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

(補助事業の中止等)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第4号様式による補助対象事業中止（廃止）申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

3 地方運輸局長等は、前項に定める補助対象事業中止（廃止）申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

4 大臣は、地方運輸局長等から進達された第2項の規定による補助対象事業の中止（廃止）申請書について、事業を中止（廃止）すべきものと認めるときは、地方運輸局長等にその旨通知するものとする。

5 地方運輸局長等は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、補助対象事業中止（廃止）承認通知書により、補助対象事業の中止（廃止）を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

6 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第5号様式による補助対象事業事故報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、大臣が別に定める様式及び提出期限までに、その旨を報

告しなければならない。

(完了報告)

第12条 補助対象事業者は第6条1項の交付決定の通知を受け取ったのち速やかに設備の設置を行い、その設置が完了した日から30日を経過した日または3月30日のいずれか早い日までに第6号様式による設置完了報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

2 地方運輸局長等は、第1項の規定による設置完了報告書を受理したときは、所要の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、大臣に進達するものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条の規定について、その報告の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により地方運輸局長等に通知するものとする。

2 地方運輸局長等は、大臣から前項の通知を受けたときは、補助金の額の確定通知書により、補助対象事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、第7号様式による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第15条 大臣は、次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正行為等を行った場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加し

た財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、第8号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第17条 補助対象事業者は、取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる取得財産等及び同条第4号並びに第5号の規定により大臣が別に定める取得財産等については、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、大臣が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊（以下「処分」という。）してはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第9号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する補助金相当分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（書類の保存義務）

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る書類を補助金の交付を受けた取得財産等の財産処分制限期間が経過するまで保存しておくものとする。

（提出部数）

第19条 この要綱に定める申請書、その他書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。

（補助対象事業者の責務）

第20条 補助対象事業者は、補助によって設備を導入した広域物資拠点施設が災害時において有効に活用できるよう、広域物資拠点施設及び補助によって整備した設備の維持管理を行わなければならない。

- 2 補助対象事業者は、協議会において定められた物流計画及び地方自治体と締結した災害時応援協定に基づき、広域物資拠点施設としての責務を果たさなければならない。ただし、補助対象事業者の責に帰さない合理的な理由が

ある場合はこの限りではない。

(活動報告)

第21条 補助対象事業者は、災害発生時に物流計画及び地方自治体との災害時応援協定に基づき、補助により整備した設備を使用し、支援物資の受入れ、保管、仕分け等の業務を実施した場合には、その支援物資受入れ等の業務開始から1ヶ月ごと及び支援物資に関する業務の完了後に、遅滞なくその実施内容についての報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

(国土交通大臣による調査等)

第22条 大臣は、補助対象設備の適正な整備・維持等を図るため、補助対象事業者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

別 表

内 容	協議会で指定された広域物資拠点施設において、非常用電源設備及び非常用通信設備の整備を行う事業
補 助 対 象 事 業 者	補助対象事業者は、協議会において指定する広域物資拠点施設の整備を行う事業者で、当該協議会において補助対象事業者として指定された者とする。
補 助 対 象 経 費	補助対象経費は、非常用発電設備及び非常用通信設備の導入に係る費用（当該設備の設置及び使用開始に必要な設計・工事等に係る費用を含む）とする。ただし、非常用発電設備の燃料、非常用通信設備の通信費等の経費については補助の対象外とする。
補 助 対 象 設 備 の 条 件	<p>補助対象設備については、以下に定める条件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 非常用発電設備</p> <p>イ) 外部からの電源供給が途絶えた状況にあつて、該当物流施設への緊急支援物資の搬入、搬出、保管、仕分け等の作業を滞りなく実施することができるだけの電源を確保できること。</p> <p>ロ) 外部からの電源供給、燃料の補給が途絶えた状況にあつて、3日間以上、作業の実施を可能とする燃料タンク容量を確保できること。ただし、燃料を別途施設内に保管し、常に発電機への補充を行うことができる状況にある場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 非常用通信設備</p> <p>イ) 災害時にあつて、外部からの電源供給が途絶えた状態にあつても使用が可能であること。</p> <p>ロ) 一般電話回線に繋がる固定電話等と直接通信を行うことが可能なこと。</p> <p>ハ) 一般電話回線を利用した画像情報の受送信（ファクシミリとしての利用）が可能なこと。</p>
補 助 率	<p>1 / 2 (補助対象設備を設置する物流施設が都道府県をまたいで活用されるものとして協議会において指定された施設)</p> <p>1 / 3 (補助対象設備を設置する物流施設が1都道府県のみにおいて活用されるものとして協議会において指定された施設)</p>
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。
補 助 金 の 額 の 確 定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は当該変更後の額）</p>

第1号様式（第5条第1項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名 印

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金交付申請書

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金 金 _____ 円の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、別添関係書類を添えて申請します。

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金交付申請事業

1. 申請者の概要

名 称		代 表 者	
資 本 金		従 業 員 数	
主たる業種		設 立 年 月 日	
担 当 者		担 当 者 連 絡 先	

2. 補助により設備整備を行う施設の概要

施設の名称		施設の規模	
施設の位置			
施設の用途			

3. 補助金申請額の内訳

補助対象	補助対象経費額 (円)	補助金額 (円)	補助対象設備整備の 完了予定日

(添付書類)

1. 補助により整備される施設の構造等が分かる書類
2. 補助により整備する設備の仕様等が分かる書類
3. 補助対象経費の算出の根拠となる書類
4. 振込先調書（添付できない場合は、後日提出すること）
5. その他補助金の交付に関して参考となる書類

第2号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名 印

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金交付決定（変更）申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る申請書類の内容を下記のとおり変更したいので、広域物資拠点施設整備費補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 変更事項に係る新旧対照表
4. その他参考となる書類

第3号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名 印

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金交付取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金については、下記のとおり不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、交付申請を取り下げます。

記

1. 交付申請年月日及び番号
2. 補助金の額
3. 不服のある交付決定の内容又は交付決定に付された条件
4. 取り下げる理由

第4号様式（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名 印

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金に係る補助対象事業中止
（廃止）申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助対象事業を中止（廃止）する理由
2. 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他参考となる書類

第5号様式（第10条第6項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名 印

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金補助対象事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助対象事業者の対処方針
4. その他報告が必要な内容

第6号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名 印

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金設備整備完了報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助事業における施設整備が完了したことについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、別添関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

補助対象 経費額	交付決定額	実施額	差 額	補助金額

（添付書類）

1. 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
2. 補助対象経費の支払いを証明する書類（添付できない場合は、後日提出すること）
3. その他参考となる書類

番 号
年 月 日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代表者名 印

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、広域物資拠点施設整備費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求する。

記

補助金額	金 円					
受取人 (口座名義)	フリガナ					
	住所	(〒 -)				
	フリガナ					
	氏名					
振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 支店 そ の 他					
預金種別	普通預金 当座預金					
口座番号						

- (注) 1. 下記2. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 2. 上記3. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
 3. 上記4. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
 4. 上記5. の口座番号は、右詰めで記入すること。

第8号様式（第16条第2項関係）

広域物資拠点施設整備費補助金取得財産等管理台帳
（平成 年度）

取得者の 氏名・名称	
財産名	
規格	
金額（円）	
取得年月日	
耐用年数	
設置場所	
備考	

（注）備考欄には、取得財産毎に識別できる内容を記載すること。

第9号様式（第17条第2項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名 印

財産処分承認申請書

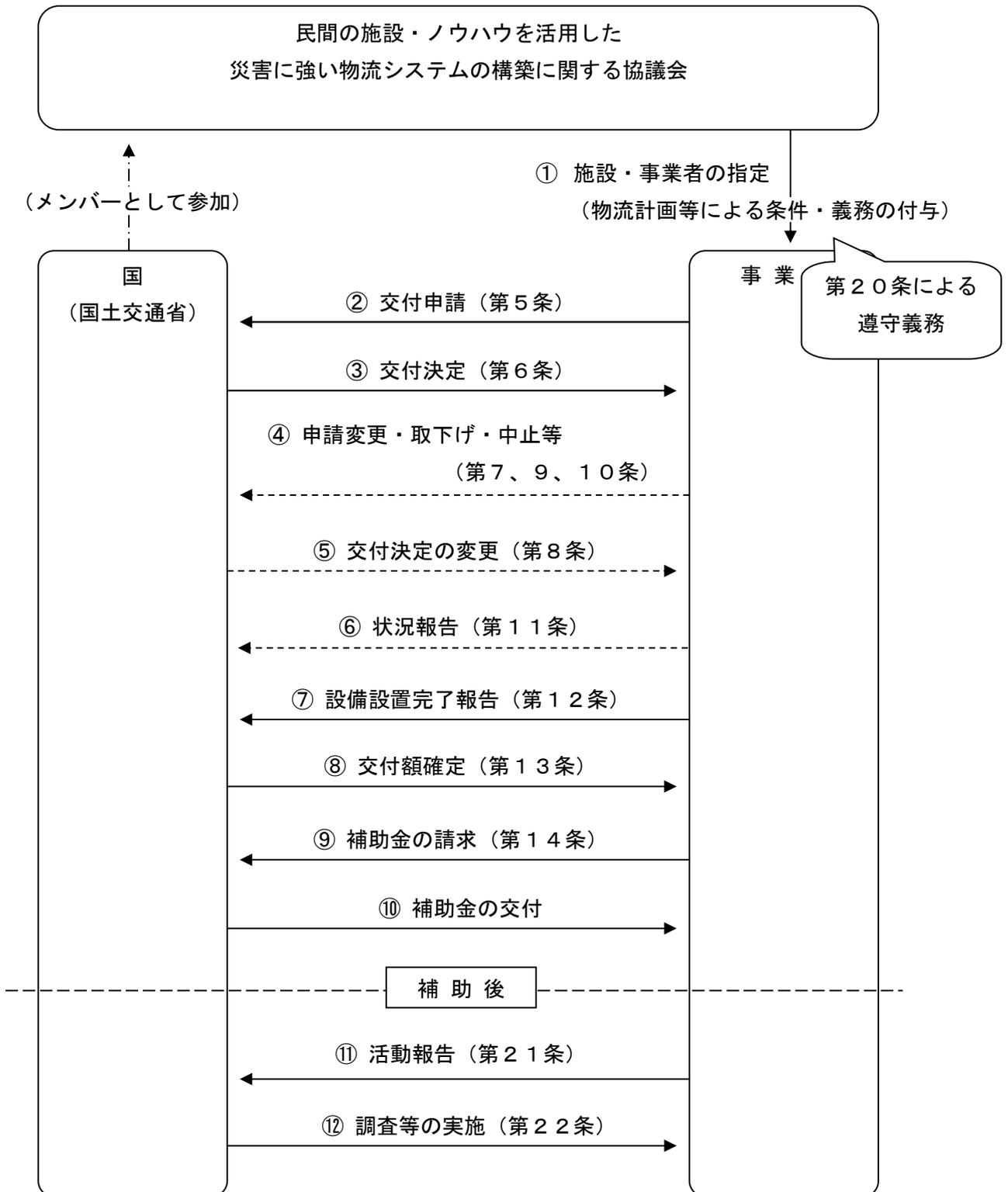
平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他参考となる書類

参考資料

補助金交付に係る手続の概要



参考様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった「平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象設備
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに広域物資拠点施設整備費補助金交付要綱（平成25年2月27日付け第239号）に定めるところに従わなければならない。

参考様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金交付決定（変更）通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定（変更）申請のあった標記補助金にかかる交付決定は、下記のとおり変更したので、広域物資拠点施設整備費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、通知する。

記

	補助対象設備	補助対象経費（円）	補助金の額（円）
変更前			
変更後			

参考様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金中止（廃止）承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった標記補助金にかかる補助金中止（廃止）については、下記のとおり「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が承認し、下記のとおり補助金の交付決定を取り消すこととしたので、同法第10条第4項の規程で準用する同法第8条に基づき、通知する。

記

1. 氏名又は名称
2. 補助対象事業
3. 交付決定を取り消す補助金の金額

参考様式（第 13 条関係）

番 号
年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった
平成 年度広域物資拠点施設整備費補助金については、補助金等にかかる予
算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定
に基づき、下記のとおり確定したので、通知する。

記

確定補助金額 金 _____ 円